



自転車を利用される皆さまへ

令和8年
4月1日から

自転車の違反に



青切符



が導入されます

自転車の交通違反に対して、令和8年4月から自動車などと同様に反則金を納める「交通反則通告制度」、いわゆる「青切符」制度が適用されます。

対象となる行為は **100 種類以上**

対象となる年齢は **16 歳以上**

反則金額は原付バイクと同等



主な違反（青字は反則金）

信号無視

6,000円

指定場所一時不停止

5,000円

ながらスマホ

12,000円

車道の右側通行

6,000円

並進

3,000円

酒気帯び運転などの悪質な違反については従来どおり、刑事処分対象となり、「赤切符」等で処理されます。



自転車特有の違反



傘差し運転



二人乗りなど

3年以内に特定の違反を反復して行くと「自転車運転者講習」を受けることになるよ。

対象年齢は14歳以上なので、ご家庭でも交通ルールの確認をお願いします。

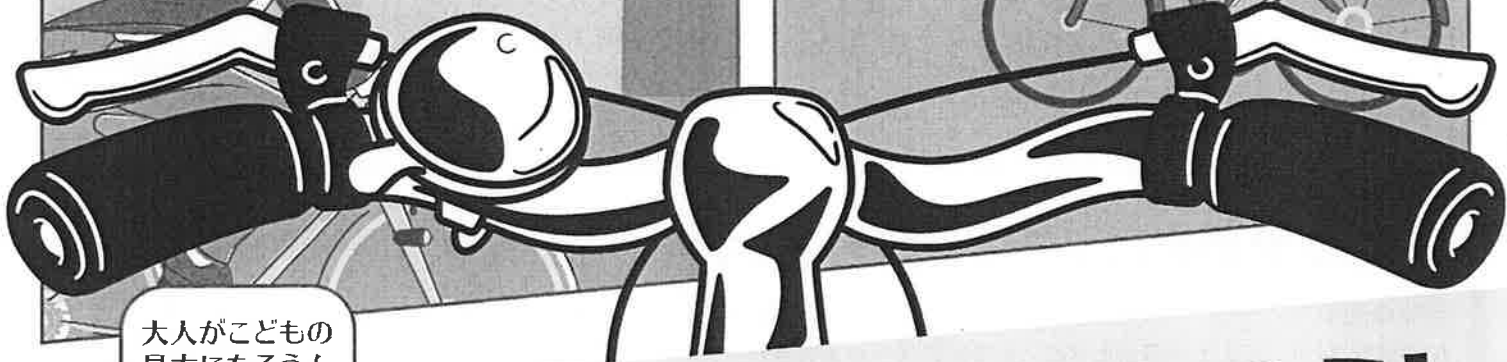


愛用の白ヘルが
お気に入りのT巡査

重大事故を防止するため、交通ルールを守ろう！



自転車の 交通違反は 事故に直結する 危険な行為!



自転車のルールを守ろう!



警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔



\\ 自転車はルールを守って安全運転 //

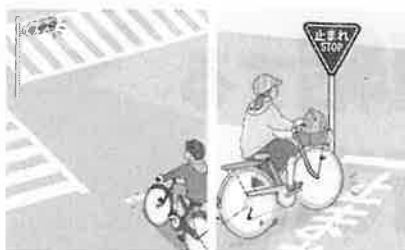
自転車 安全利用 五則 を守りましょう!

令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部決定。
また、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっています。

2

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号、一時停止は必ず守り、道路を横断する際は、安全確認を行いましょう。



1

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は軽車両に該当します。車道と歩道の区別がある道路では車道通行が原則です。道路の左に寄って通行してください。



3

夜間はライトを点灯

夜間、無灯火では、前方の安全確認ができません。また、周りからも見えにくくなり、大変危険です。



4

飲酒運転は禁止

自転車も、自動車の場合と同様に、お酒を飲んだときは、運転してはいけません。



5

ヘルメットを着用

乗車用ヘルメットは、交通事故時における被害軽減を図る重要な役割を果たします。こどもから大人まで、全ての自転車利用者が乗車用ヘルメットを着用しましょう。



絶対にやめましょう!「ながらスマホ」

自転車運転中に、スマートフォンや携帯電話の画面を見たり操作する、いわゆる「ながらスマホ」が原因となる交通事故の発生が後を絶ちません。中には、事故の相手方である歩行者が亡くなる事故も発生しています。自転車運転中の「ながらスマホ」は、不安定な運転になったり、周囲の自動車や歩行者などに対する注意が不十分になり、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為です。絶対にやめましょう。



自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為※)を反復して行った者が講習制度の受講対象となります。
(※危険行為:信号無視、指定場所一時不停止、通行禁止違反、通行区分違反等)